

藤沢市藤沢駅前広場条例の一部改正について
藤沢市藤沢駅前広場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市藤沢駅前広場条例の一部を改正する条例

藤沢市藤沢駅前広場条例（令和2年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

北口地下広場	藤沢市藤沢555番
--------	-----------

第2条に次の1項を加える。

2 北口地下広場内に広告エリア（当該広場内の壁面で掲出物を掲出するために使用できるものとして市長が定める部分をいう。以下同じ。）を置く。

第4条第10号中「類する物」の次に「（以下「広告物等」という。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、広告エリアにおける広告物等の表示を除く。

第13条に次の1号を加える。

(4) 広告エリアの管理及び運営に関する業務

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（広告エリアの使用制限）

第14条 広告エリアには、次の各号のいずれかに該当する掲出物は、掲出することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

- (4) 政治的又は宗教的活動に関するもの。
- (5) 個人又は団体の意見又は名刺を表したものの。
- (6) 暴力団員若しくは暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体によるもの。

2 広告エリアには、次の各号のいずれかに該当する掲出物を掲出させないことができる。

- (1) 行政機関から不利益処分を前提とした行政指導を受け、改善がなされていない事業者によるもの。
- (2) 消費者保護の観点から適切でないもの。
- (3) 児童及び青少年の健全育成の観点から適切でないもの。
- (4) 掲出物の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの。
- (5) 美観を損なうおそれがあるもの。
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が不相当と認めるもの。

別表第1中

	上記以外の部分		1 m ²	80 円 (非営利の 利用にあっ ては 40 円)	180 円 (非営利の 利用にあっ ては 90 円)	を
サンパレット広場	全面	1 日	49,600 円	111,600 円		

	上記以外の部分		1 日	1 m ² あたり 80 円 (非営利の 利用にあっ ては 1 m ² あ たり 40 円)	1 m ² あたり 180 円 (非営利の 利用にあっ ては 1 m ² あ たり 90 円)	に
サンパレット広場	全面	1 日	46,160 円	103,860 円		
	A 区分	1 日	29,600 円	66,600 円		
北口地下広場	全面	1 日	24,400 円	54,900 円		
	A 区分	1 日	14,160 円	31,860 円		
	B 区分	1 日	10,240 円	23,040 円		
広告エリア	使用者の公平な利用を阻害するおそれのない金額					

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 藤沢市地下道照明板使用料条例（昭和40年藤沢市条例第16号）は、廃止する。

提案理由

この条例を提出したのは、新たに北口地下広場を公共の用に供するにあたり利用料金の上限等を設定し、並びに消防活動空地が新設され、貸出面積が減少したこと等によりサンパレット広場の使用区分及び利用料金の上限を見直すこと等に伴い、所要の改正をする必要による。